

項 目	質 問	回 答
テレビ番組の企画について	テレビ番組の企画は、業務内容（４）プロモーション動画の制作及び編集並びに活用に記載されている「・豊かな自然・公共交通・住環境・教育・移住者への取材・観光資源及びイベント・ふるさと納税のPR・その他移住定住が期待できるもの」といった構成条件のすべてを番組内に盛り込むことが必須であるか。 仮に番組で収容しきれなかった項目が出た場合は、別途プロモーション動画を制作してその部分を補完するといった方法は認められるか。	構成条件すべてを番組内に盛り込む必要はありません。番組のテーマや目的に応じて、必要と判断される内容を選んでいただける柔軟な構成で問題ありません。 また、番組内で収容しきれなかった項目がある場合は、別途プロモーション動画を制作し、該当部分を補完する方法も認められます。
権利関係の取り扱い及び処理について	（２）乙が本業務により制作したデータ、デザイン及び写真の著作権は、甲に帰属するものとする。また、甲は、これらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。とあるが、放送用動画の著作権は権利の移転ができず、また成果物に収蔵されている出演者の権利も使用期限や使用法に制限が発生する場合があるが甲に帰属する著作権とはこれらを除くものと解釈していいか。	甲に帰属する著作権とは、仕様書８の（２）に記載のとおり、本業務の遂行により制作したデータ（仕様書６成果品の（２）及び（３））、デザイン及び写真等を指し、制作物は二次利用を想定しているので、放送動画の提供も望ましいですが、やむを得ない場合は二次利用に関する条件等の記載をお願いします。